

# 生駒市環境基本計画推進会議規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、生駒市環境基本計画推進会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げることを目的として設置する。

- (1) 生駒市環境基本計画(以下「計画」という。)に基づき、市民、事業者及び行政が協働して計画の総合ビジョン「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」を目指した活動を行うことにより、持続可能な社会を構築すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会として、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等を図ること。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 計画に定めるプロジェクトの実施に関する活動
- (2) 計画に定めるプロジェクトの成果の評価に関する活動
- (3) 環境に関する情報提供、普及啓発等に関する活動
- (4) 関係機関と連携した温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動
- (5) 本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる市民、事業者及び行政機関をもって構成する。

2 本会の会員は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 本会の総会での議決権を有し、本会の事業活動及び運営に参画する市民、市民団体、事業所又は行政機関
- (2) 賛助会員 本会の総会での議決権は有しないが、本会の事業活動に賛助・協力する市民、市民団体、事業所又は行政機関

3 会員は、本会を利用して営利活動、政治的活動又は宗教的活動を行ってはならない。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員として入会しようとするものは、入会申込書(様式第1号)を本会の代表に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 本会を退会しようとするものは、退会届(様式第2号)を本会の代表に提出しなければならない。

(役員)

第6条 本会に次に掲げる役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名以内

(3) 運営委員 15名以内

(4) 監事 2名以内

2 代表及び副代表は、運営委員の中から互選により選出する。

3 運営委員は、会員の中から部会の推薦に基づき選出し、総会が承認する。

4 監事は、運営委員会の推薦に基づき選出し、総会が承認する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了した場合には、後任の役員が任命されるまでその職務を行う。

3 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。

4 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 代表は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の事務、事業及び経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は年1回の開催とし、本会の会計年度開始後、概ね2

月以内に開催するものとする。

- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 4 総会は、代表が招集し、議長は、総会に出席した正会員のうちから、正会員の互選によって定める。
- 5 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって会議を開くことができる。
- 6 総会は、本会の決議機関とし、次の事項を行う。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 役員を選出に関すること。
  - (3) 事業計画及び予算に関すること。
  - (4) 事業報告及び決算に関すること。
  - (5) その他重要な事項に関すること。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

(代表の専決事項)

第12条 代表は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上必要があると認めるときは、運営委員会の決定に基づき、予算を執行できるものとする。この場合において代表は、次の総会において執行状況を報告するものとする。

(運営委員会)

第13条 本会の方針に基づき、必要な事業を推進するため、総会の下に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて代表が招集し、議長となる。
- 3 運営委員会は、次の事項を行う。
  - (1) 予算の執行及び管理に関すること。
  - (2) 本会の全体事業の企画及び運営に関すること。
  - (3) 部会間の調整に関すること。
  - (4) プロジェクトの進行状況の把握に関すること。
  - (5) その他本会の事業の推進に関すること。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
- 5 代表は、特に緊急を要するため運営委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その議決すべき事項を処分することができる。
- 6 代表は、前項の規定による処置について次の運営委員会に報告

し、その承認を求めなければならない。

(部会)

第14条 本会は、計画の分野に対応した部会を設置する。

2 部会の設置及び統廃合については、運営委員会で協議し、総会に諮るものとする。

3 部会は、各プロジェクトの活動を調整するとともに、その進捗状況を運営委員会に報告する。

(会費)

第15条 会員は、次に定める年会費を納入するものとする。ただし、1月1日から3月31日までに入会された会員の当該年度分及び行政機関は除く。

(1) 正会員 個人会員 1口 1,000円  
(ただし、学生は500円)

          団体会員 1口 2,000円

          事業所会員 1口 5,000円

(2) 賛助会員 個人会員 1口 1,000円  
(ただし、学生は500円)

          団体会員 1口 2,000円

          事業所会員 1口 5,000円

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(推進事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、推進事務局を置く。

2 推進事務局は、当分の間、生駒市地域活力創生部環境モデル都市推進課内に置く。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表が運営委員会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成21年10月31日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に就任する役員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成22年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年10月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月22日から施行する。